

南会津地域
循環型社会形成推進地域計画

南会津町

下郷町

只見町

南会津地方環境衛生組合

令和4年11月30日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	5
3	施策の内容 -----	7
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	13
	添付資料 1～4 -----	14
	様式 1～2 -----	25
	参考資料様式 2, 8 -----	28

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 対象市町村名：南会津町・下郷町・只見町
- ◇ 面積：1,951.07 km²
- ◇ 人口：23,550人（令和4年3月31日現在）

（内訳）

市町村名	南会津町	下郷町	只見町
面積(km ²)	886.47	317.04	747.56
人口(人)	14,317	5,231	4,002

※地域の要件：面積・豪雪・山村・過疎



図1-1 対象地域図（着色部分）

(2) 計画期間

本計画は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本地域は、福島県の南西部に位置し、総面積は 1,951.07km²（県全体の 14.2%）、人口は 23,550 人（県全体の 1.31%）である。

本地域は、尾瀬国立公園をはじめ、越後三山只見国定公園等の豊かな山林・水資源を有している。気候は、夏は大陸型、冬は日本海型であり、山間部では 2～4m 程度の積雪を記録する豪雪地帯である。

交通網としては、主要道路である国道 118 号や国道 121 号など計 7 本の国道の他、2 つの第三セクター鉄道があり、観光面における利用が期待されている。

ごみの排出状況（令和 2 年度実績）について、1 人 1 日当たりのごみ排出量は福島県平均をやや上回る状況にある。その内訳をみると福島県平均に比較し、生活系ごみが多く、事業系ごみが少ない状況にある。リサイクル率は、福島県平均を上回る状況にある。

生活系ごみについて、現在、実施している資源物の回収を強化し、循環型社会の形成に寄与する廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図るものとする。

事業系ごみの基本的な方向は生活系ごみと同様とする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

福島県では、平成 22 年に福島県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 5 月策定）を改定し、県内を 7 つの広域ブロックに分け、それぞれの広域ブロックにおける広域化実施計画を策定している。

本地域は広域ブロックのうち「会津ブロック」に属し、南会津町、下郷町、只見町で構成する南会津地方環境衛生組合において、ごみや生活排水の処理を行っている。

なお、会津ブロックでは、他に喜多方地方広域市町村圏組合、会津若松地方広域市町村圏整備組合、檜枝岐村がこのブロックに属している。しかし、喜多方地方広域市町村圏組合は本地域と地理的に離れており、会津若松地方広域市町村圏整備組合は令和 8 年度の使用開始を目標に新施設を建設中であることから、ブロック内におけるごみ処理の広域化は難しい状況にある。

福島県廃棄物処理計画（令和 4 年 1 月策定）では、福島県内のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化は、福島県ごみ処理広域化計画に基づいて概ね計画通りに図られたとしている。一方で、南会津地方環境衛生組合では、基幹的設備改良工事を予定している東部クリーンセンターの他、西部クリーンセンターを含む計 2 つのごみ焼却施設を所有していることから、今後、将来の人口減少に伴うごみ排出量の減少を見据え、効率的かつ効果的なごみ処理体制の在り方を検討していくものとする。

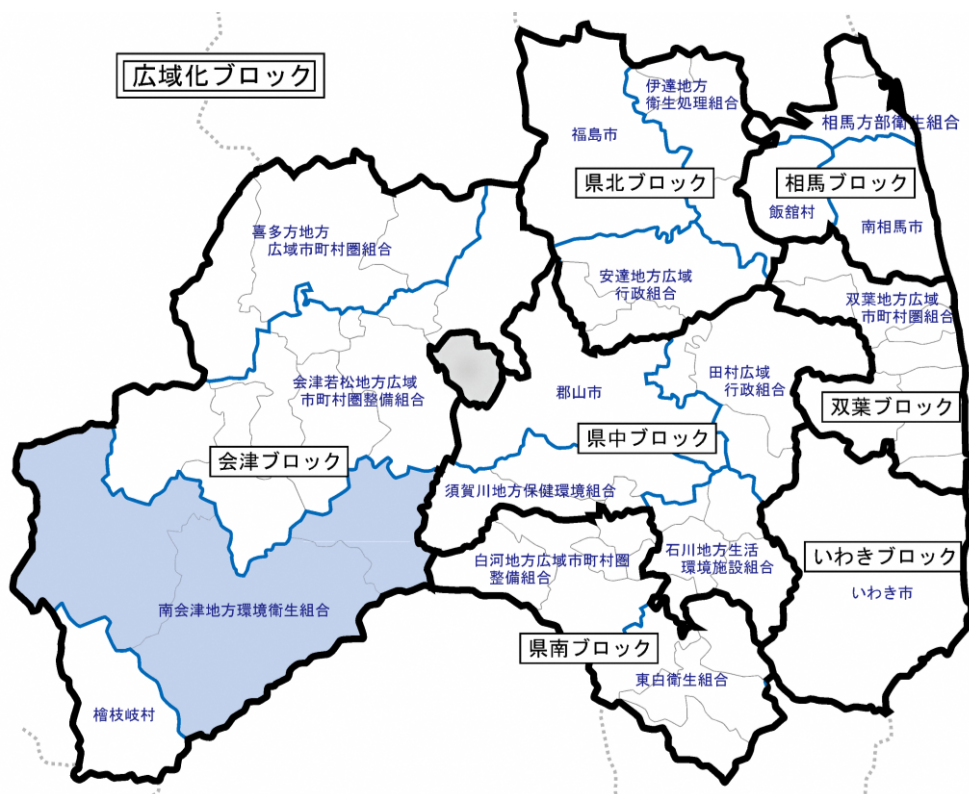


図 1-2 福島県ごみ処理広域化計画における広域ブロック図

表 1-1 本地域のごみ焼却施設の状況（令和 4 年 4 月現在）

組合	竣工年月	稼働後経過年数 (令和 4 年 4 月現在)
東部クリーンセンター	平成 4 年 3 月	30 年
西部クリーンセンター	平成 7 年 3 月	27 年

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本地域では、従来から「その他プラスチック製容器包装」を分別収集し、東部クリーンセンターの容器包装リサイクル推進施設にて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託している。

その他プラスチック製容器包装以外のプラスチック資源（いわゆる製品プラスチック類）の分別収集・再商品化については、本地域は全域が過疎地域に該当していることから、循環型社会形成推進交付金の交付要件とはならない。一方で、さらなる資源化の向上を図るため、令和 4 年度より施行開始された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、今後、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行うものとする。

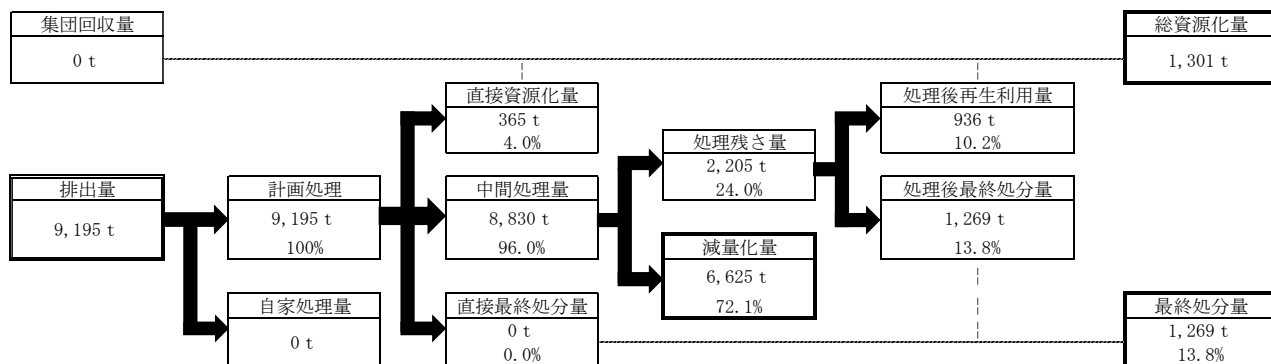
2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度における一般廃棄物（ごみ）の排出、処理状況は、図2-1のとおりである。

総排出量は、9,195トンであり、再生利用される「総資源化量」は、1,301トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は14.1%である。

中間処理による減量化量は6,625トンであり、集団回収量を除く排出量の72.1%が減量化され、13.8%にあたる1,269トンが埋立処分されている。



※1 一部、見込量である。

※2 端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2-1 一般廃棄物（ごみ）の処理状況フロー（令和3年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 2-1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 ^{※1}) (令和3年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和10年度)
排 出 量	事業系 総排出量	2,296 トン	2,102 トン (-8.4%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.32 トン/事業所	1.16 トン/事業所 (-12.1%)
	生活系 総排出量	6,899 トン	5,643 トン (-18.2%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	264 kg/人	230 kg/人 (-12.9%)
合計	事業系生活系排出量合計	9,195 トン	7,745 トン (-15.8%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	365 トン (4.0%)	455 トン (5.9%)
	総資源化量	1,301 トン (14.1%)	1,355 トン (17.5%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	- MWh - GJ	- MWh - GJ
	最終処分量	埋立最終処分量	1,269 トン (13.8%) 949 トン (12.3%)

注) 令和3年度の値は一部、見込量である。

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※ 2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※ 3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

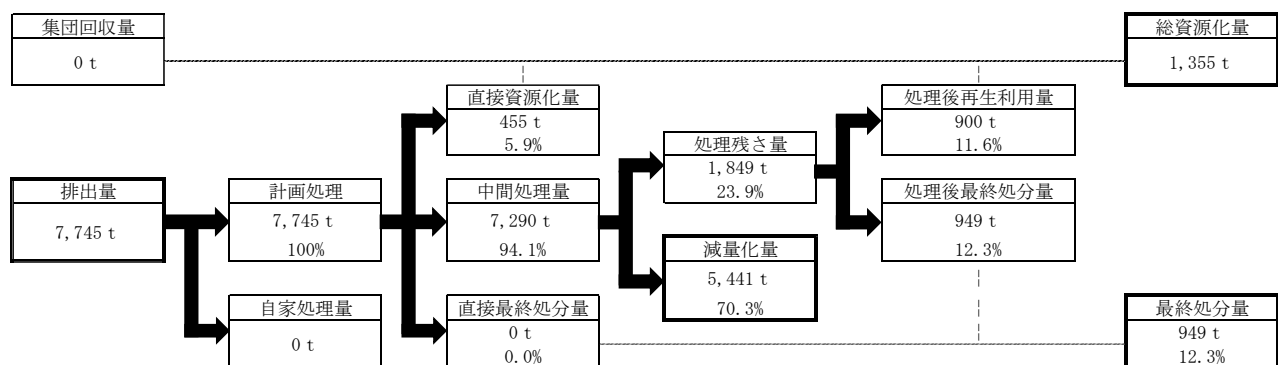
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※ 端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和 10 年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 資源化の促進

可燃ごみや不燃ごみ中に含まれる資源物の分別排出を推進し、資源化を促進する。

イ 環境教育、普及啓発

排出者である住民・事業者の意識向上を目的に、以下に示すような冊子・チラシ・ポスターなどの紙メディアの配布やごみ処理施設の見学等を通じた啓発活動を推進する。

- ①学校や地域において、パンフレット・チラシ等を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会、資源分別状況の見学会の機会を設け、ごみについて身近な問題として認識してもらい、理解と協力を求める。
- ②住民や事業者に対してごみの排出抑制、再生利用、排出方法に関する啓発を積極的に行うとともに、住民や事業者が自主的、かつ積極的に取り組めるよう、ごみ減量化・資源化の体制づくりや仕組みづくりを行う。
- ③自治会や子供会といった住民団体と協働し、分別区分の普及・啓発や資源回収などに取り組んでいく。
- ④使い捨て商品の使用自粛、リターナブル容器や再生資源を原材料とした商品の販売、購入、利用の促進に関する啓発を推進していく。
- ⑤家庭で発生する生ごみの排出を抑制するため、生ごみ処理容器の普及・有効利用を推進していく。
- ⑥食品の適量購入や食べきりに係る普及啓発を推進し、食品ロス発生抑制を促す。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

買物の際のマイバッグにより、レジ袋等のごみを減らすことを推進する。また、贈答品への過剰包装を控えることを推進する。事業者には、 unnecessary レジ袋の提供を極力減らし、住民のマイバッグ持参運動に協力するとともに、過剰な包装をやめ、簡易包装に努めることを求める。

エ 有料化

排出抑制、3Rの普及、並びに費用負担の公平性確保に重点を置き、今後、有料化の導入について検討を行う。

オ 製品プラスチックの資源化

基本的な事項で示した通り、製品プラスチック類については、令和4年度より施行開始された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、今後、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

カ 観光客への啓発活動

住民・事業者と同様に、観光客の意識向上を目的に、冊子・チラシ・ポスターなどの紙メディアの配布等を通じたごみの減量・資源化、適正排出等の啓発活動を推進する。また、事業者との協力により観光客への啓発の効率性を高める。

キ 多量排出事業者に対するごみ減量指導

多量排出事業者へのごみ減量化計画書の作成を促し、ごみ減量に関する指導を徹底する。また、排出事業所に対して排出ごみの分別を徹底するように指導する。

ク 製造業における発生源での排出抑制

原材料の選択や製品の製造工程を工夫により、事業者自らが排出するごみの抑制を指導する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3-1 のとおりである。今後更なる減量化及び資源化を推進するものとする。

処理体制については、今後も現状の体制を継続するが、設備や機器の老朽化が進行している東部クリーンセンターについては、基幹的設備改良事業を実施し、施設の延命化を図るものとする。

イ 事業系ごみの処理の現状と今後

事業系ごみは、生活系ごみと同様に今後更なる減量化及び資源化を推進するものとする。

また、多量にごみを排出する事業者に対しては、減量化や再資源化計画を作成するよう指導を行う。

表 3-1 構成町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (R3年度)					
東部地区 (南会津町の一部、下郷町)			西部地区 (南会津町の一部、只見町)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
燃やせるごみ	焼却	東部クリーンセンター (ごみ焼却施設)	燃やせるごみ	焼却	西部クリーンセンター (ごみ焼却施設)
燃やせないごみ (缶類を含む)		東部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	燃やせないごみ (缶類を含む)		東部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)
粗大ごみ			粗大ごみ		
資源ごみ (ペットボトル、びん、プラ製容器包装、紙製容器包装、紙バック、古紙類・段ボール)	リサイクル	東部クリーンセンター (容器包装リサイクル推進施設・ストックヤード施設)	資源ごみ (ペットボトル、びん、プラ製容器包装、紙製容器包装、紙バック、古紙類・段ボール)	リサイクル	東部クリーンセンター (容器包装リサイクル推進施設・ストックヤード施設)
危険ごみ			危険ごみ		西部クリーンセンター (ストックヤード施設(びんのみ))

今後 (R10年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
燃やせるごみ	焼却	東部クリーンセンター (ごみ焼却施設)	民間最終処分場
燃やせないごみ (缶類を含む)	破砕・選別・梱包	東部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	可燃残渣：焼却 不燃残渣：民間最終処分場 資源物：資源化 (売却)
粗大ごみ	破砕・選別		
資源ごみ (ペットボトル、びん、プラ製容器包装、紙製容器包装、紙バック、古紙類・段ボール)	破袋・選別・圧縮・梱包	東部クリーンセンター (容器包装リサイクル推進施設・ストックヤード施設) 西部クリーンセンター (ストックヤード施設(びんのみ))	可燃残渣：焼却 資源物：資源化 (売却・リサイクル協会ルート)
危険ごみ	選別・保管	東部クリーンセンター (ストックヤード施設)	資源化 (民間委託)

(3) 処理施設の整備

前項の(2)の処理体制で処理を行うため、表 3-2 のとおり廃棄物処理施設の整備を行う。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 東部クリーンセンター	東部クリーンセンター基幹的設備改良事業	40 t / 日 (20t/16h×2 炉)	福島県南会津郡下郷町 大字落合字下川原 138-1	R6～R8	—

(整備理由)

事業番号 1 焼却処理の安定的な継続を推進するため、プラント設備の主要部分を更新することにより、処理能力を確保し施設の延命化を図る。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の廃棄物処理施設整備に先立ち、表 3-3 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-3 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	東部クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る基本設計及び発注仕様書作成 (事業番号 1) に係る基本設計等調査業務	基本設計等	R5

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 不法投棄対策

ごみの散乱防止や適正な処理に関するモラル向上のため、広報紙、チラシ等による啓発に努める。また、事業者、地域住民と共にパトロールを実施する等監視体制の強化に努める。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災や水害等の自然災害により、一時的に多量に排出される廃棄物については、被災地の衛生を保持する必要があることから、災害廃棄物の処理に関する相互支援協定を締結するなどの必要な検討を進める。

本地域においては、災害廃棄物処理計画を南会津町及び下郷町が策定済みであり、只見町では令和 7 年度に策定予定という状況である。

今後、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、それぞれの町が策定した災害廃棄物処理計画に基づき、地域内及び周辺地域との連携体制の構築検討を

進める。仮置場並びに最終処分場についても、それぞれの町の災害廃棄物処理計画に基づき確保に努めるものとする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

南会津町、下郷町、只見町、南会津地方環境衛生組合において、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて福島県及び東北地方環境事務所と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会的情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料 1 対象地域図



対象地域図（着色部分）

添付資料2 目標の設定に関するグラフ等

1 人口

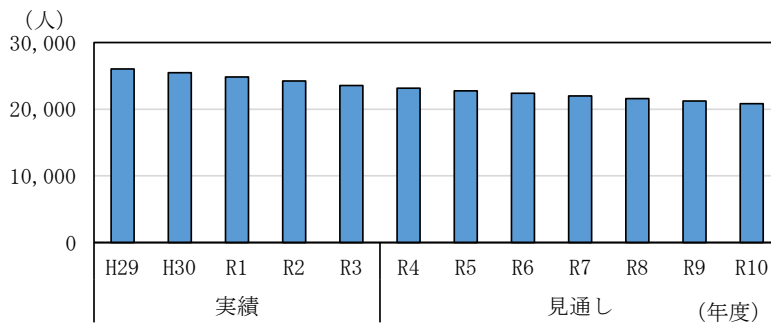


図 1-1 本地域の人口

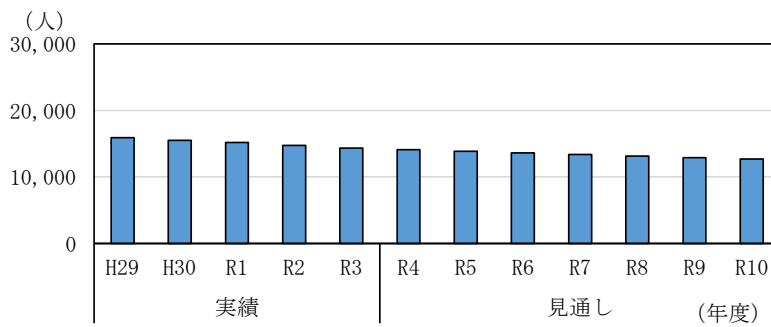


図 1-2 南会津町の人口

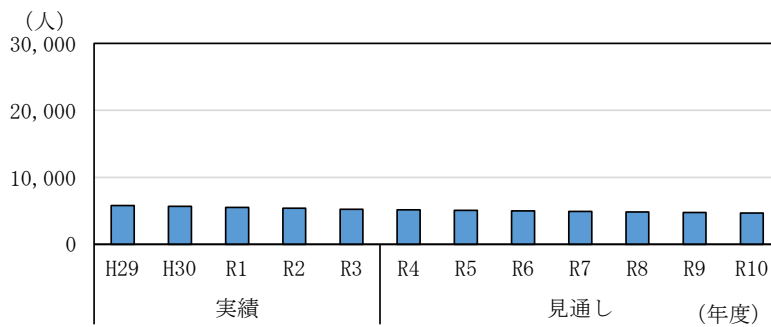


図 1-3 下郷町の人口

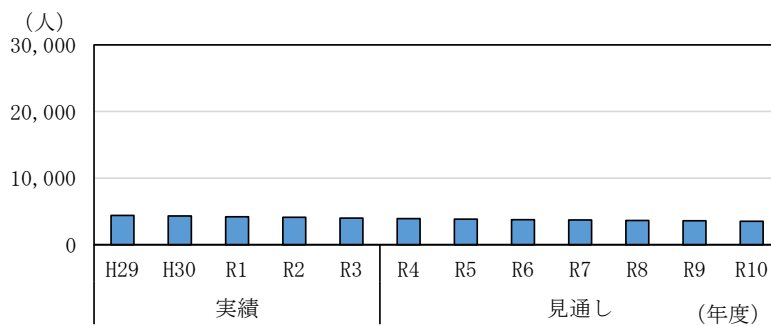


図 1-4 只見町の人口

2 事業所数

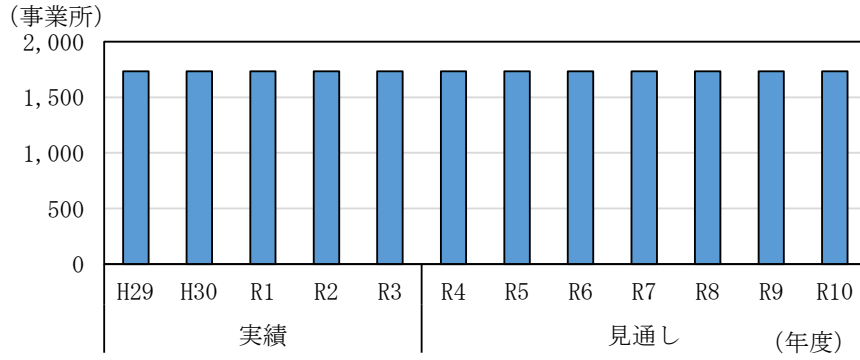


図 2-1 組合圏域の事業所数

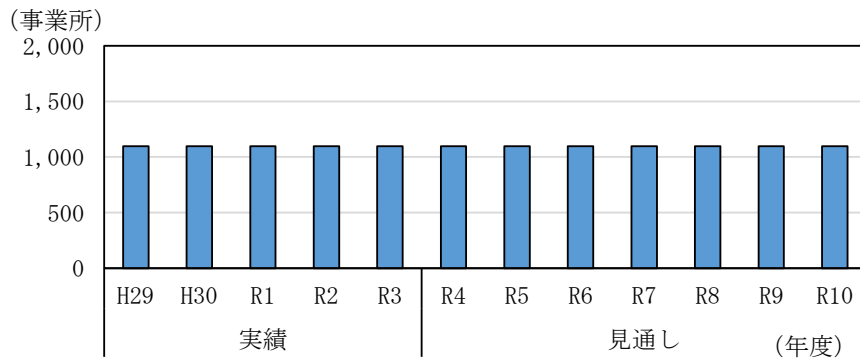


図 2-2 南会津町の事業所数

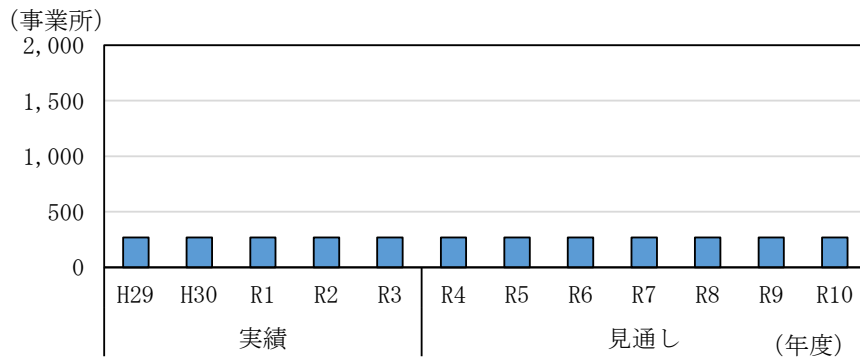


図 2-3 下郷町の事業所数

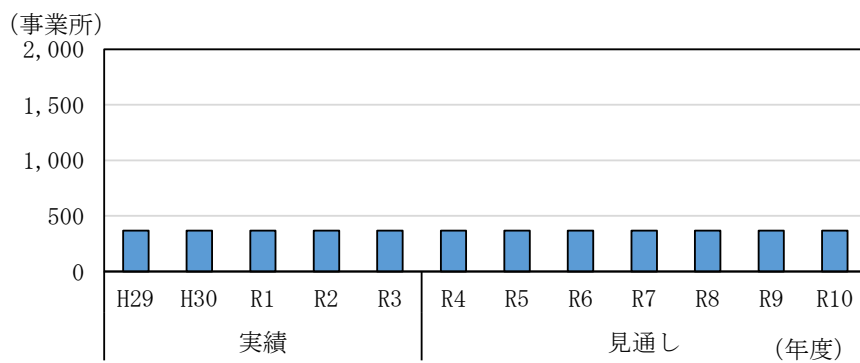


図 2-4 只見町の事業所数

3 事業系ごみの総排出量

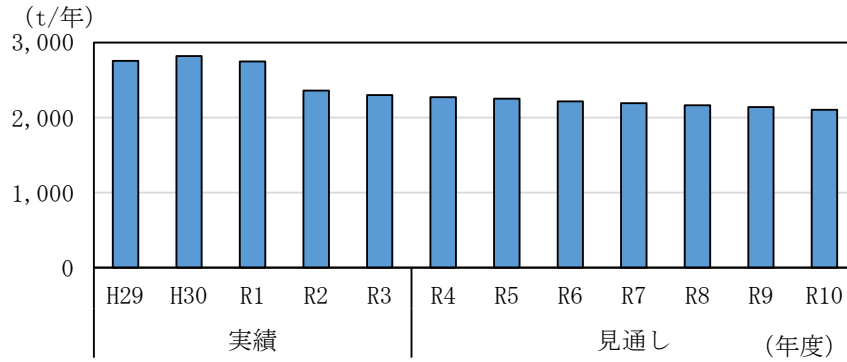


図 3-1 組合圏域の事業系ごみ排出量

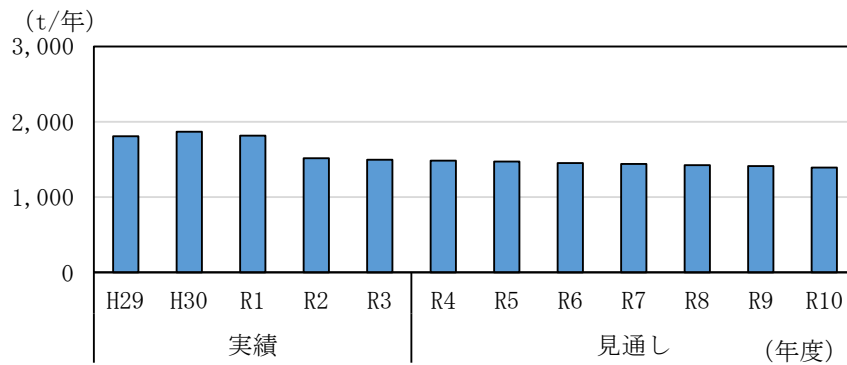


図 3-2 南会津町の事業系ごみ排出量

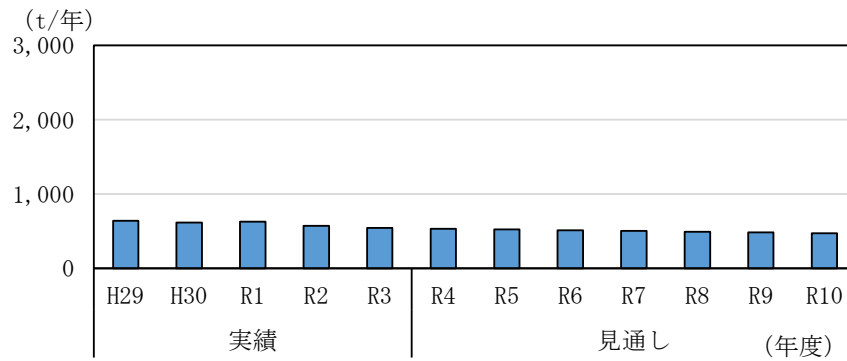


図 3-3 下郷町の事業系ごみ排出量

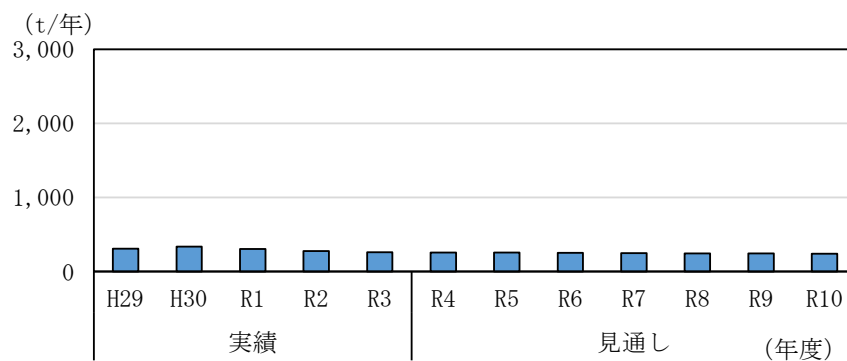


図 3-4 只見町の事業系ごみ排出量

4 生活系ごみの総排出量

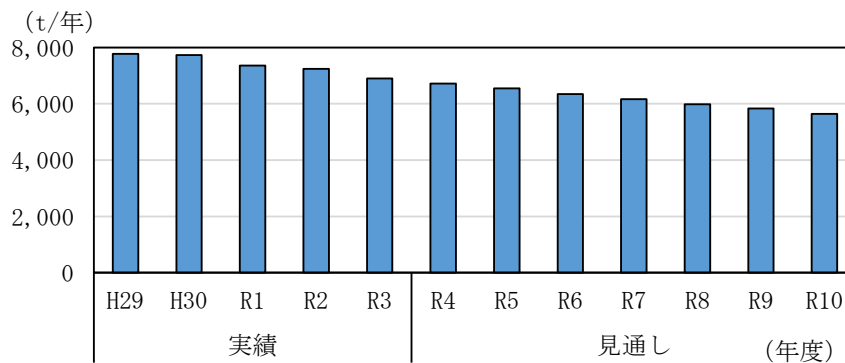


図 4-1 組合圏域の生活系ごみ排出量

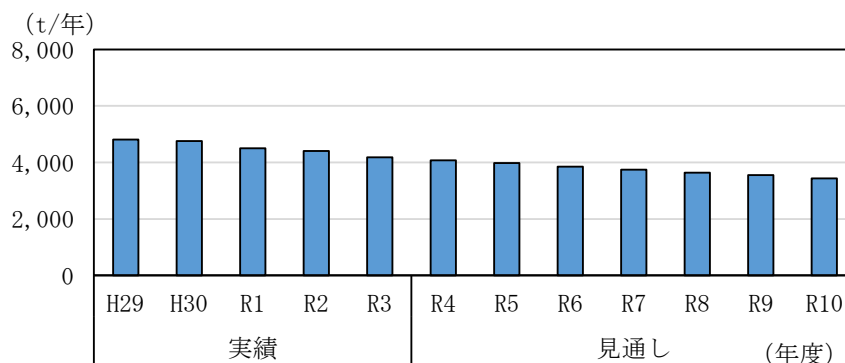


図 4-2 南会津町の生活系ごみ排出量

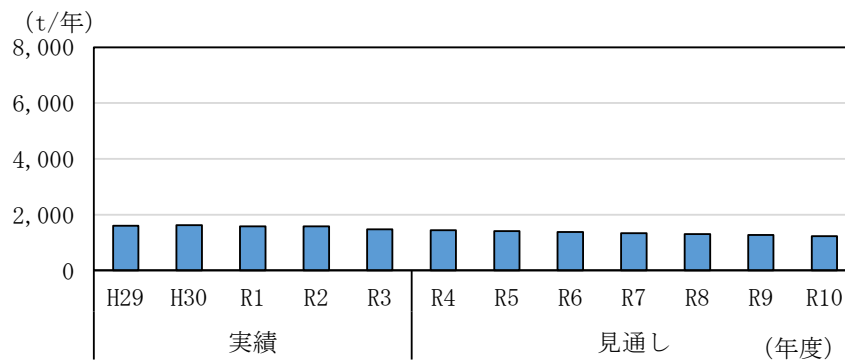


図 4-3 下郷町の生活系ごみ排出量

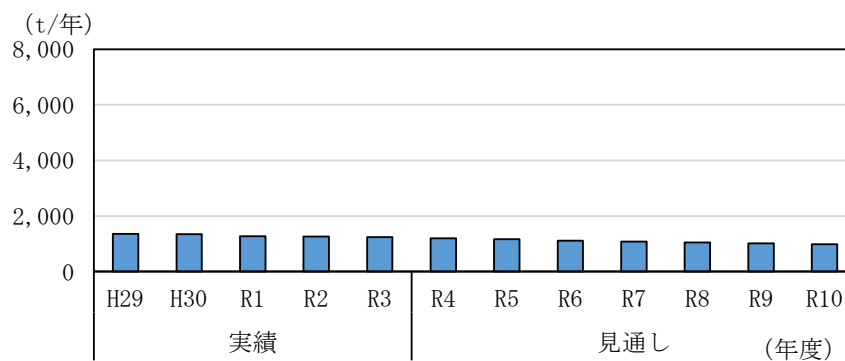


図 4-4 只見町の生活系ごみ排出量

5 1事業所あたりの事業系ごみの排出量

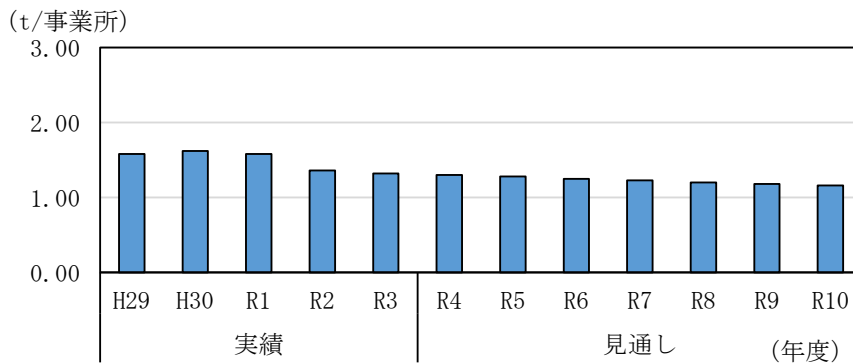


図 5-1 組合圏域の1事業所あたりの事業系ごみ排出量

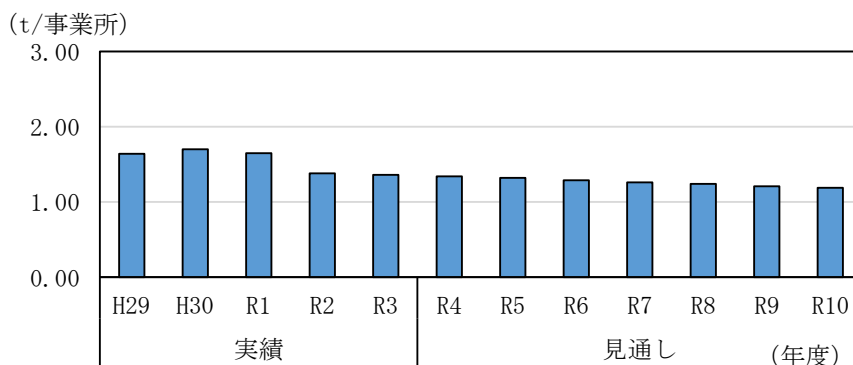


図 5-2 南会津町の1事業所あたりの事業系ごみ排出量

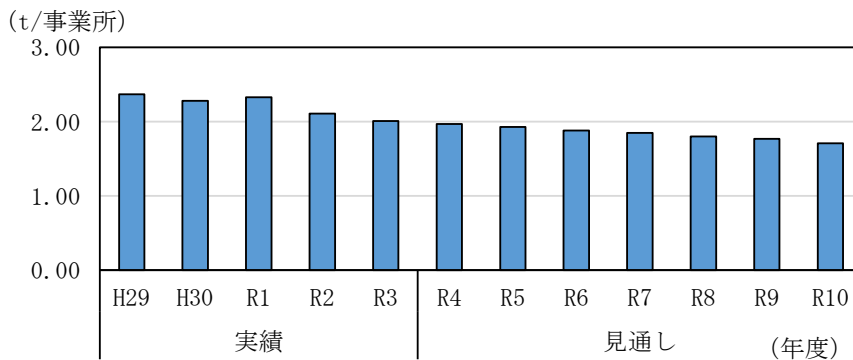


図 5-3 下郷町の1事業所あたりの事業系ごみ排出量

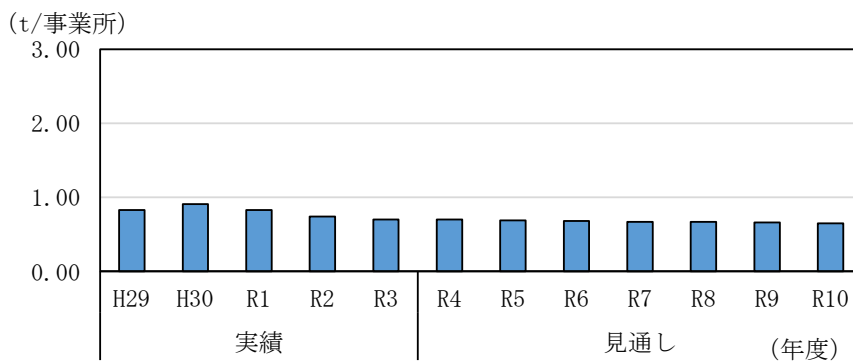


図 5-4 只見町の1事業所あたりの事業系ごみ排出量

6 1人あたりの生活系ごみの排出量

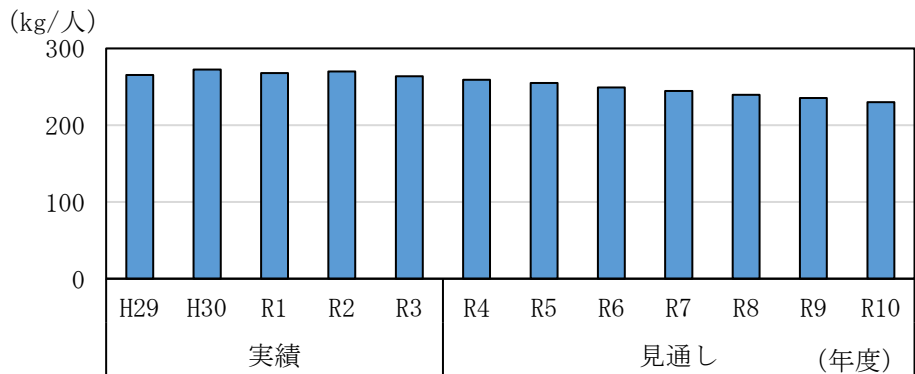


図 6-1 組合圏域の 1 人あたりの生活系ごみ排出量

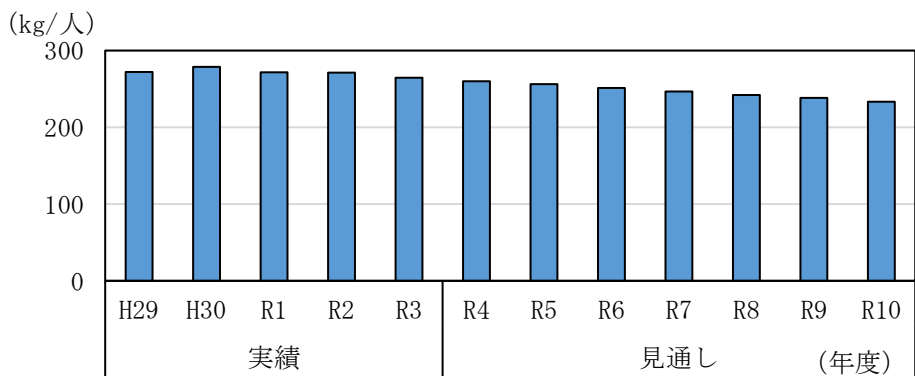


図 6-2 南会津町の 1 人あたりの生活系ごみ排出量

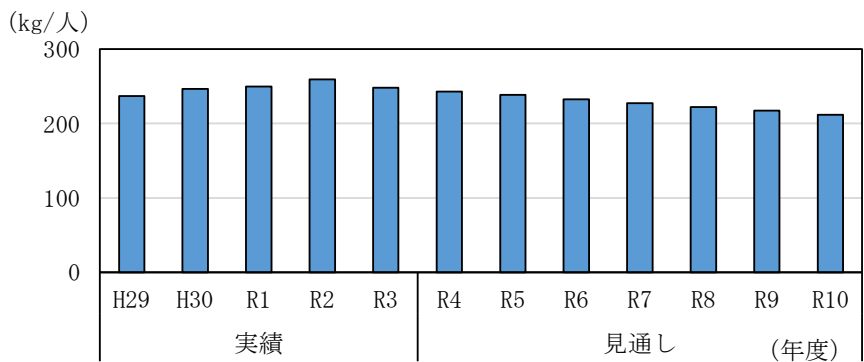


図 6-3 下郷町の 1 人あたりの生活系ごみ排出量

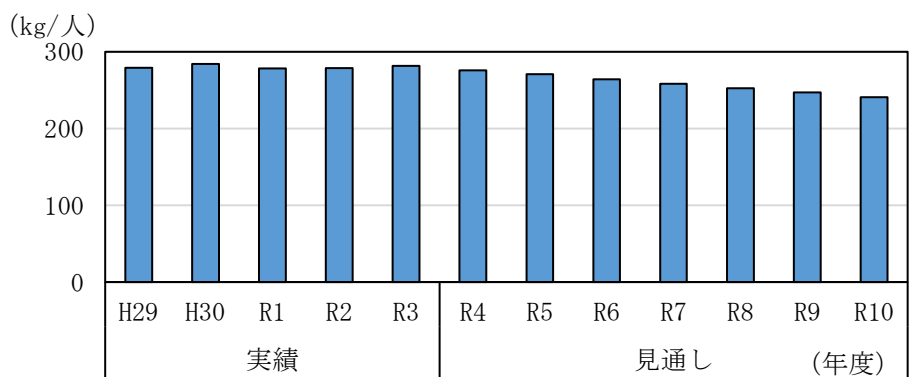
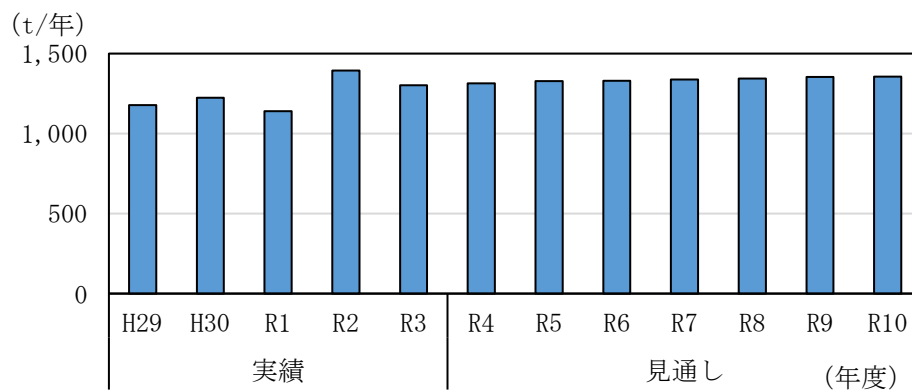


図 6-4 只見町の 1 人あたりの生活系ごみ排出量

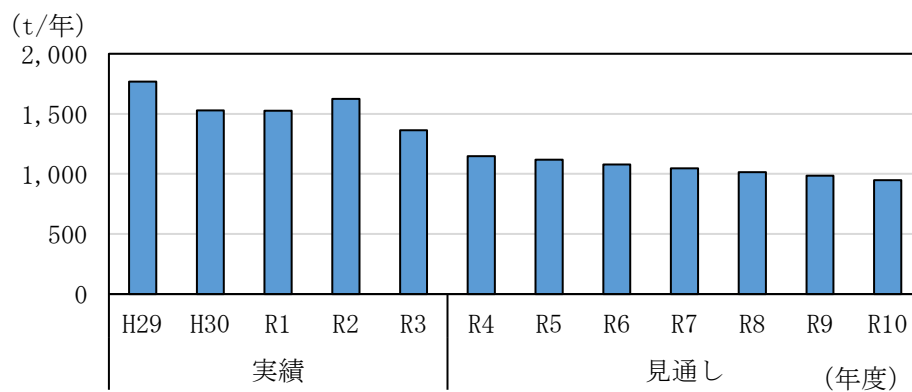
7 総資源化量



※令和3年度の値は見込量である。

図 7-1 組合圏域の総資源化量

8 最終処分量



※令和3年度の値は見込量である。

図 8-1 組合圏域の最終処分量

添付資料3 地域内の施設の現況（位置図）

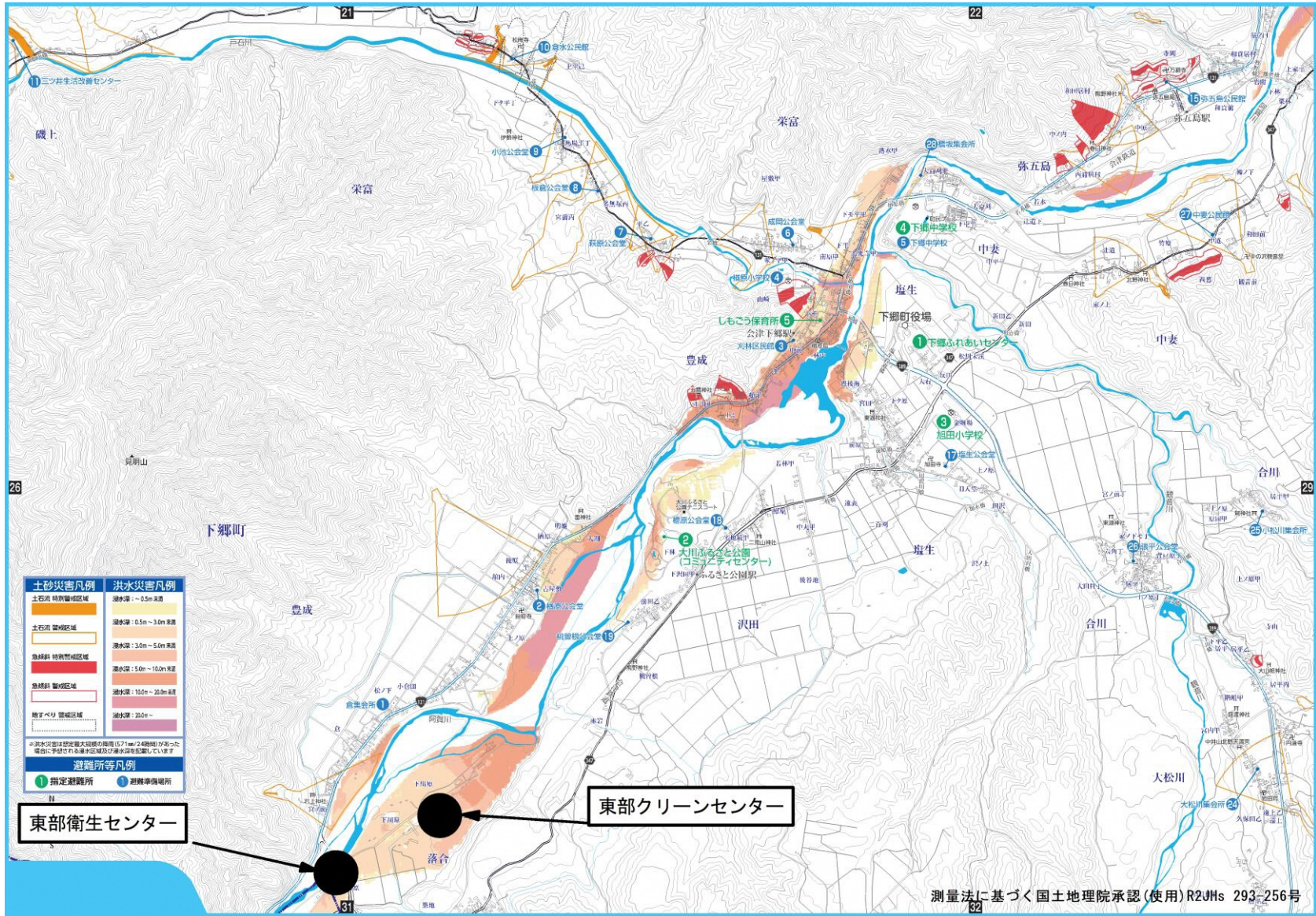
1 地域内の関係施設の位置図



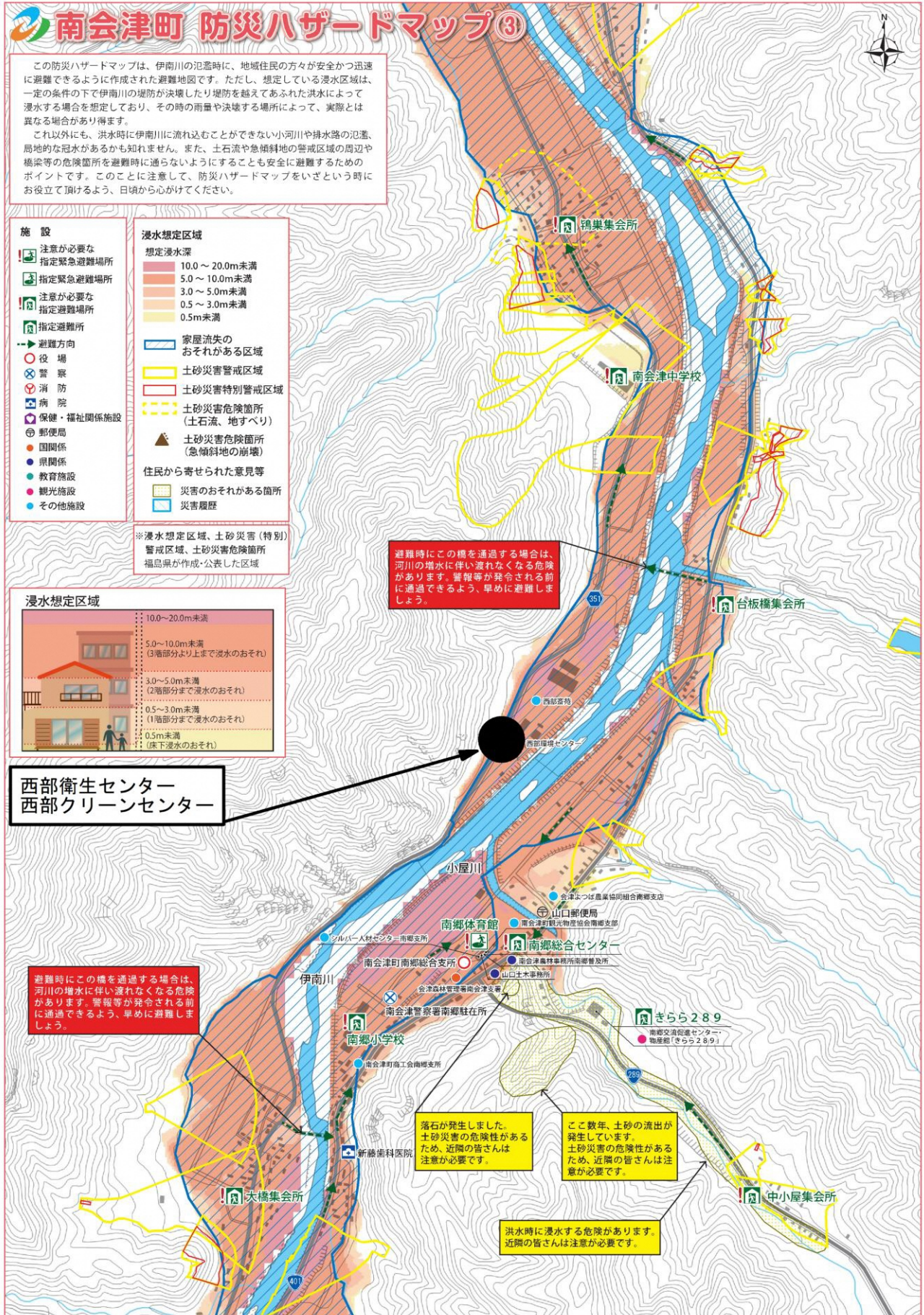
図 関係施設の位置図

添付資料4 現有の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

① 東部衛生センター、東部クリーンセンター (ハザードマップ)



② 西部衛生センター、西部クリーンセンター（ハザードマップ）



測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R2JHs21

令和2年3月作成

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	南会津地域	(2) 地域内人口	23,550 人	(3) 地域面積	1,951.07 km ²
(4) 構成市町村等名	南会津町、下郷町、只見町、南会津地方環境衛生組合	(5) 地域の要件*	人口 (面積) 沖縄 離島 奄美 (豪雪) (山村) 半島 (過疎) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村:南会津町、下郷町、只見町 設立年月日:平成24年4月1日設立				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	2,755	2,818	2,748	2,358	2,296	2,102 (R3比 -8.4%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.58	1.62	1.58	1.36	1.32	1.16 (R3比 -12.1%)
	生活系 総排出量(トン)	7,771	7,728	7,358	7,237	6,899	5,643 (R3比 -18.2%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	265	273	268	270	264	230 (R3比 -12.9%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	10,526	10,546	10,106	9,595	9,195	7,745 (R3比 -15.8%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	512 (4.9%)	444 (4.2%)	363 (3.6%)	390 (4.1%)	365 (4.0%)	455 (5.9%)
	総資源化量(トン)	1,177 (11.2%)	1,223 (11.6%)	1,139 (11.3%)	1,393 (14.5%)	1,301 (14.1%)	1,355 (17.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	—	—	—	—	—	—
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,768 (16.8%)	1,530 (14.5%)	1,526 (15.1%)	1,625 (16.9%)	1,269 (13.8%)	949 (12.3%)

注) 令和3年度の値は一部、見込量である。

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

一般廃棄物処理基本計画の基本方針、減量化・資源化目標等を踏まえた直近実績による見直しにより地域計画と一般廃棄物処理基本計画の整合性を確保

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	東部クリーンセンター	南会津地方環境衛生組合	準連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	40t/日 (20t/16h×2炉)	H4.3	—	—	浸水深:0.5m~3.0m未満 対策: 土嚢の設置等で施設への浸水を防ぐ。施設へ廃棄物が搬入できない場合は、「福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	—
ごみ焼却施設	西部クリーンセンター	南会津地方環境衛生組合	機械化/バッチ燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	25t/日 (12.5t/8h×2炉)	H7.3	—	—	浸水深:5.0m~10.0m未満 対策:ごみ焼却施設の東部クリーンセンターと同様	—
リサイクル施設 (粗大ごみ処理施設)	東部クリーンセンター	南会津地方環境衛生組合	破碎、選別、貯留	20t/5H	H4.3	—	—	浸水深:0.5m~3.0m未満 対策:ごみ焼却施設の東部クリーンセンターと同様	—
リサイクル施設 (容器包装リサイクル推進施設)	東部クリーンセンター	南会津地方環境衛生組合	破袋、選別、圧縮、梱包	1.5t/日	H18.7	—	—	浸水深:0.5m~3.0m未満 対策:ごみ焼却施設の東部クリーンセンターと同様	—
リサイクル施設 (容器包装リサイクル推進施設)	西部クリーンセンター	南会津地方環境衛生組合	選別、圧縮、梱包	0.965t/日	H12.3	休止H27.4	—	—	—
リサイクル施設 (不燃ごみ処理施設)	西部クリーンセンター	南会津地方環境衛生組合	選別、圧縮、梱包	5t/日	S49.10	廃止H28.4	R4.11	—	—
リサイクル施設 (ストックヤード施設)	東部クリーンセンター	南会津地方環境衛生組合	保管	800㎡	H11.3	—	—	浸水深:0.5m~3.0m未満 対策:ごみ焼却施設の東部クリーンセンターと同様	—
リサイクル施設 (ストックヤード施設)	西部クリーンセンター	南会津地方環境衛生組合	保管	750㎡	H9.11	—	—	浸水深:5.0m~10.0m未満 対策:ごみ焼却施設の東部クリーンセンターと同様	—
し尿処理施設	東部衛生センター	南会津地方環境衛生組合	低希釈・二段活性汚泥法	40kL/日	S59.3	—	—	浸水深:0.5m~3.0m未満 対策:ごみ焼却施設の東部クリーンセンターと同様	—
し尿処理施設	西部衛生センター	南会津地方環境衛生組合	高負荷脱窒素処理方式+膜分離方式	25kL/日	H3.3	—	—	浸水深:5.0m~10.0m未満 対策:ごみ焼却施設の東部クリーンセンターと同様	—

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	東部クリーンセンター	南会津地方環境衛生組合	準連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	40t/日 (20t/16h×2炉)	R9.3	・施設の延命化及びCO ₂ 削減	—	—	浸水深:0.5m~3.0m未満 対策: 土嚢の設置等で施設への浸水を防ぐ。施設へ廃棄物が搬入できない場合は、「福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	—	—

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考			
				単位	開始	終了	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 9年度		
○エネルギー回収等に関する事業							4,000,000	0	40,000	1,960,000	2,000,000	0	3,600,000	0	36,000	1,764,000	1,800,000	0	
東部クリーンセンター基幹的設備改良事業	1	南会津地方環境衛生組合	40 t/日	R6	R8		4,000,000		40,000	1,960,000	2,000,000		3,600,000		36,000	1,764,000	1,800,000		
○施設整備に関する計画支援事業							8,943	8,943	0	0	0	0	8,943	8,943	0	0	0	0	
東部クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る基本設計及び発注仕様書作成	1	南会津地方環境衛生組合	—	—	R5	R5	8,943	8,943					8,943	8,943					
○災害廃棄物処理計画策定支援事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計							4,008,943	8,943	40,000	1,960,000	2,000,000	0	3,608,943	8,943	36,000	1,764,000	1,800,000	0	

施設概要（エネルギー回収施設系）（基幹的設備改良事業）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	南会津地方環境衛生組合
(2) 施設名称	東部クリーンセンター（ごみ焼却施設）
(3) 工期	令和6年度 ～ 令和8年度
(4) 施設規模	改造前： 40 t/日 （ 20 t/16 h ×2炉） 改造後： 40 t/日 （ 20 t/16 h ×2炉）
(5) 形式及び処理方式	准連続燃焼式、ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有 ・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	・ 施設の長寿命化 ・ 二酸化炭素の削減率：3%
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無
(9) 事業計画額	4,000,000千円 うち、交付対象事業費 3,600,000千円

計画支援概要

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	南会津地方環境衛生組合
(2) 事業目的	東部クリーンセンターの基幹的設備改良事業実施のため
(3) 事業名称	東部クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る基本設計及び発注仕様書作成
(4) 事業期間	令和5年度
(5) 事業概要	・改良事業に必要となる基本設計及び発注仕様書の作成
(6) 事業計画額	8,943千円 うち、交付対象事業費 8,943千円